

平成18年度鳥羽志勢広域連合住民監査請求の監査の結果

1. 監査事項

し尿処理施設建設工事請負契約の入札参加業者の不法行為に係る損害賠償請求に関する住民監査請求に対する監査委員の決定について

2. 監査結果の概要

(1) 請求書受理日 平成19年1月24日

(2) 請求人 住所 度会郡南伊勢町
氏名 奥村 勉 氏

3. 請求の要旨

鳥羽志勢広域連合は、2005年2月10日、し尿処理施設建設工事の指名競争入札を実施した。

次に示す5社が入札に参加応札し、栗田工業が52億2000万円（消費税込み54億8100万円）で落札した。

栗田工業株式会社	5,220,000,000 円	
株式会社クボタ	5,238,000,000 円	
株式会社荏原製作所	5,400,000,000 円	
住友重機械工業株式会社	5,620,000,000 円	
日立造船株式会社	5,640,000,000 円	- 以上消費税抜き -

事前に、「栗田工業株式会社が落札する」との談合情報が寄せられたが、広域連合は、談合の事実は確認されなかったとして平成17年2月21日、栗田工業株式会社と工事請負契約（契約金額54億8100万円）を締結した。しかし、その後（平成18年12月）上記契約金54億8100万円から排水管理施設工事部分1億7850万円を分離する契約に変更する。

ところが、平成18年5月、「汚泥・し尿処理施設工事入札を巡る談合」事件が発覚し公正取引委員会は独占禁止法違反（不当な取引制限）容疑で刑事告発し、大阪地方検察庁は6月12日、クボタをはじめとする汚泥・し尿処理プラント業者11社と各社の担当者を起訴した。この11社の中に、栗田工業株式会社も含まれる。さらに、公正取引委員会は平成19年1月16日、独占禁止法に基づき、栗田工業株式会社などプラントメーカー7社に対し、総額約20億7000万円の課徴金の納付を命じた。

公正な自由競争により形成されるであろう請負金額については、現実には存在しないため、推定せざるを得ないが、談合による損害賠償を提起した住民訴

訟における判決（和歌山地方裁判所平成13年（行ウ）第5号損害賠償請求事件）では、民事訴訟法第248条を適用して、損害賠償金を落札額の13%としたものがあり、2003年6月13日徳島地裁の判決は談合損害金を落札金額の20%、2004年1月15日大阪地裁判決でも同様の20%とみなされる。そして、現実の損害金は消費税込みでなされる請負金額の20%ということになり、広域連合の最終談合損害金は、最終請負金額の20%相当金（（54億8100万円 - 1億7850万円）×20% = 10億6050万円）といえる。

さらに、公正取引委員会が独占禁止法に基づき、栗田工業株式会社などプラントメーカー7社に対し総額約20億7000万円の課徴金の納付を命じているにもかかわらず、今日に至るもその賠償を求めると必要な措置を何ら行使していない。

よって、監査委員は、広域連合長に対し、栗田工業株式会社、株式会社クボタ、住友重機械工業株式会社、株式会社荏原製作所、日立造船株式会社らが談合したことによる損害金10億6050万円について、上記関係者に対し共同不法行為に基づく損害賠償請求権を行使し、また現在栗田工業株式会社に請負代金を支払っていない場合は、上記金額に満つるまでの分の支払いを差し止めるよう勧告することを求める監査請求を行った。

4. 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成19年2月13日に、新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、陳述において本件請求の補足を行った。また、新たな証拠に関しては提出がなかった。

5. 監査対象事項

請求書及び請求人の陳述の内容により、次のことを監査の対象とした。

- (1) 鳥羽志勢広域連合し尿処理施設建設工事の入札において、入札参加業者の不法行為により鳥羽志勢広域連合に損害が発生しているか。
- (2) 損害が発生している場合、広域連合長が当該不法行為に関与したものに損害賠償請求を行わないことは、違法・不当に財産の管理を怠る事実該当するか。

6. 事実関係の確認

(1) 鳥羽志勢広域連合し尿処理施設建設工事の経緯について

平成16年7月6日 プロポーザル公募要領発表（告示、建通新聞等）

7月16日 公募締切 10社応募（西原環境テクノロジー・JFEエンジニアリング・三井

造船・アカ鉱業・タマ・日立造船・住友重
機械工業・栗田工業・荏原製作所・姉ヶ

7月26日 一次審査 10社適合

8月13日 二次審査 5社適合（日立造船・住友重機械工業・栗田工業・
荏原製作所・姉ヶ）

9月 1日 技術提案審査会設置 委員6名

平成17年1月25日 三次審査 5社適合（委員長から連合長へ審査結果を具申する）

1月26日 適合通知発送（委員長からの具申を受け、連合長は5社に適合通
知を発送する。）

1月31日 鳥羽志勢広域連合建設工事指名審査会が5社を指名

2月 9日 新聞社へ匿名で談合情報入る

公正取引委員会へ通報

談合情報対応マニュアルに基づき、鳥羽志勢広域連合建設工事等
指名審査会で審議し、談合情報と確認

2月10日 午前11時から、入札を行う予定であったが、入札開始時刻を延
期し、入札参加業者への事情聴取等を実施。結果、談合が確認で
きなかったため入札参加業者から誓約書を提出させ、午後3時か
ら入札を執行した。

栗田工業が落札 落札金額 52億2000万円

2月14日 栗田工業と工事請負仮契約締結

2月21日 鳥羽志勢広域連合議会で議決。

仮契約から本契約へ移行

7. 公正取引委員会による排除措置命令及び課徴金納付命令

公正取引委員会は、平成19年1月16日、別表の11社（以下「11社」とい
う。）が、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っ
ていたとして、11社のうち市町村等が発注するし尿処理施設建設工事に係る事業
を取りやめている事業者を除く4社（以下「4社」という。）に対し、同法第7条第
2項の規定に基づき排除措置命令を、11社のうち別表記載の7社に対し、同法第
7条の2第1項の規定に基づき課徴金命令をそれぞれ行った。

違反行為の概要は、平成16年8月10日以降市町村等が発注するし尿処理施設
建設工事について、受注価格の低落防止を図るため、共同して、受注予定者を決定
し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、同工事
の取引分野における競争を実質的に制限していたことである。

鳥羽志勢広域連合し尿処理施設建設工事の入札に参加していた事業者は、栗田工
業株式会社、株式会社クボタ、株式会社荏原製作所、住友重機械工業株式会社、日

立造船株式会社であるが、そのうち日立造船株式会社を除く4社が課徴金納付命令を受けている。

なお、独占禁止法第50条第4項及び第5項の規定により、課徴金納付命令書の謄本の送達があった日から60日以内に審判の請求がなかったときに、納付命令は確定する。当該課徴金納付命令に関しては、平成19年3月19日が審判請求期限であり、平成19年3月20日公正取引員会に確認したところ請求期限内に審判の請求はなかった。よって、4社に対しての課徴金納付命令は確定している。

8. 公正取引委員会に対する関係人調査について

地方自治法第199条第8項の規定により、平成19年2月19日付け鳥志広監第6号で公正取引委員会に対して、「平成17年2月10日に鳥羽志勢広域連合が執行した鳥羽志勢広域連合し尿処理施設建設工事の入札における談合事実の有無及び不当につり上げられた損害額のわかる資料」の提出依頼を行ったところ、公正取引委員会から平成19年3月8日付けで「談合の有無については、排除措置命令の謄本を提供する。不当につり上げられた損害額の分かる資料については、現段階において本件に係る損害額及び損害額算定方法について検討を行っていないので提供できない。」との回答があった。

9. 大阪地方裁判所での刑事訴訟について

平成18年5月23日公正取引委員会は、独占禁止法第74条第1項の規定に基づき、11社を検事総長に告発した。また、平成18年6月12日、同じく11社の受注業務に従事していた者11名を検事総長に追加告発し、同日大阪地方検察庁は、大阪地方裁判所に11社及びその受注業務に従事していた11名に対する独占禁止法違反被疑事件の公判請求をした。

平成18年12月4日及び平成18年12月11日に第1回公判が行われ、以後11社11人に対する審議がそれぞれ行われている。最も早く審議が進んでいるもので、平成19年3月12日に判決の言渡しがあった。

なお、判決が確定するのは、2週間の控訴期間内に控訴しなかった時、若しくは控訴の権利を放棄した時である。

10. 大阪地方検察庁に対する関係人調査について

地方自治法第199条第8項の規定により、平成19年2月19日付け鳥志広監第6号で大阪地方検察庁に対して、「平成17年2月10日に鳥羽志勢広域連合が執行した鳥羽志勢広域連合し尿処理施設建設工事の入札における談合事実の有無及び不当につり上げられた損害額のわかる資料」の提出依頼をした。

平成19年2月28日付けの大阪地方検察庁からの回答は、『貴要請書にいう「平

成 17 年 2 月 10 日に鳥羽志勢広域連合が執行した鳥羽志勢広域連合し尿処理施設建設工事の入札における談合事実の有無及び不当につり上げられたことによる損害額」に関連すると思料される事件関係者の供述調書及び検察官作成に係る捜査報告書は存在するが、いずれも刑事訴訟の公判に証拠として提出され、現在は大阪地方裁判所において保管中であるので、当庁からは提供できない。』とのことだった。

なお、刑事訴訟の判決が言渡されてから 2 週間の控訴期間を経て、判決が確定した後は、刑事訴訟記録として、上記関連資料を閲覧・謄写できるようになる。

1 1 . 大阪地方裁判所に対する関係人調査について

地方自治法第 199 条第 8 項の規定により、平成 19 年 3 月 8 日付け鳥志広監第 9 号で大阪地方裁判所に対して、「平成 17 年 2 月 10 日に鳥羽志勢広域連合が執行した鳥羽志勢広域連合し尿処理施設建設工事の入札における談合事実の有無及び不当につり上げられた損害額のわかる資料」の提出依頼をしたが、「依頼については、応じられない」とのことであった。

1 2 . 本件に対する広域連合の対応

公正取引委員会による課徴金納付命令が確定したので、鳥羽志勢広域連合としては本件入札に関して談合があったことは認めている。また、現時点では損害額について算定出来ていないが、談合があったことから相当額の損害が発生していることも認め、入札に参加した事業者 5 社に対して、連帯して損害賠償請求を行う予定である旨の通知書を平成 19 年 3 月 20 日に発送した。

損害賠償請求を行うためには、損害額を算定することが必要であるが、現時点では損害額を算定することができていない。損害額の算定に必要な関係資料を収集している中途である。中でも、過去の談合による損害賠償請求事件の判例の多くで、損害額の重要な算定資料として認められている供述調書等の刑事訴訟記録が、刑事訴訟の判決が確定していないため入手できていない。関係資料を入手できるようになり次第、損害額を算定し損害賠償請求を行うべく法律の専門家とも協議をしているところである。

1 3 . 結論に至る理由

(1) 鳥羽志勢広域連合の損害の有無について

上記のとおり平成 19 年 3 月 20 日に公正取引委員会の課徴金納付命令が確定しており、当該入札に参加した 5 社が談合を行ったことは、公正取引委員会が認定した事実である。

また、談合は、法を犯してまでも、入札前に受注予定者を決め、その者が落札できるように互いに入札価格を調整して、受注予定者に希望どおり落札させる

というものであって、これは、指名業者間で公正な競争をすることにより落札価格が低下することを防ぎ、受注した業者の利益を図るものであるから、談合が行われた場合には、当該工事の発注者である地方公共団体は、談合が行われなかった場合に形成されたであろう契約金額よりも高額な金額で請負契約を締結した蓋然性が高いといえる。

(2) 違法性・不当性について

請求人は、損害賠償請求権の行使を求めているが、損害賠償請求権を行使するにあたっては、談合の存在と広域連合が被った損害を明らかにし、さらに談合という違法行為と広域連合が被った損害との因果関係を立証する必要がある。

広域連合が被った損害は、談合がなく業者間の公平かつ公正な競争を経て入札された場合に形成されたであろう契約金額と、実際の契約金額の差額であると考えられる。もっとも、入札価格は、当該工事の内容、規模等要因が複雑に影響しあって形成されるものであることを鑑みると、適正な競争により形成されるであろう契約金額を立証することは、性質上極めて困難であるといえる。

監査をするにあたって、本件談合に関して、調査・捜査の権限を有する公正取引委員会及び大阪地方検察庁に対して、損害額を算定するために必要な資料を入手するため関係人調査を行ったが、いずれも現時点では、損害額の算定に関連する資料は入手することができなかった。しかし、大阪地方検察庁からは、「不当につり上げられた損害額に関連すると思料される事件関係者の供述調書及び検察官作成にかかる捜査報告書は存在するが、現在大阪地方裁判所に証拠として提出してあるので、提供できない」との回答を得ており、刑事訴訟記録が損害額を算定するにあたり重要な資料となる可能性があるといえる。刑事訴訟記録を保管している大阪地方裁判所からも現時点では刑事訴訟記録を入手することはできず、刑事訴訟記録を閲覧・謄写するためには、判決が確定し、刑事確定訴訟記録として公開されるのを待たなければならない。

また、広域連合は、談合の事実及びそれによって被った損害が発生していることを認め、損害額が算定出来次第、損害賠償請求を行う旨を当該入札に参加した5社に対して、通知書を発送しており、今後刑事訴訟記録をはじめ、損害額の算定に必要な資料を収集し、速やかに損害賠償請求を行う意思を示している。

14. 結論

以上監査の結果から総合的に判断すると、鳥羽志勢広域連合が談合によって損害を被っていることは明らかであり、損害賠償請求権を行使すべき立場にあるという点で、請求人の主張には理由があると認められるが、広域連合は損害賠償請求を行

う旨表明しており、実際に損害賠償請求を行うために必要な損害額を算定するにあたりさらに調査・検討が必要であるので、現時点で鳥羽志勢広域連合が損害賠償請求権を行使していないことが違法・不当であるとはいえない。

よって、鳥羽志勢広域連合が違法・不当に損害賠償請求の行使を怠っているという請求人の主張には理由がないものと判断し請求を棄却する。

15. 意見

監査結果は以上のとおりであるが、談合等の違法行為によって、本件のように広域連合が損害を被るような事態は、地域住民の立場からすれば到底容認できるものではない。

よって、広域連合は、刑事訴訟記録をはじめとして、損害額の算定に必要な関係資料を速やかに入手し、調査・検討を行い、損害額を算定できた時は、速やかに損害賠償請求等必要な措置を行うよう強く要望する。

また、談合は秘密裏に行われる違法行為であり、談合の存在を確認することは困難であるので、今後このような事態とならないよう、違約金条項の導入、入札制度の改善、ペナルティの厳罰化等、よりいっそうの談合防止策を講じるよう要望する。

別表

番号	事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置 命令	課徴金納 付命令	課徴金額 (万円)
1	アタカ大機(株)	東京都港区新橋二丁目16番1号	代表取締役 長井 洋生			27,502
2	(株)西原環境テクノロジー	東京都港区芝浦三丁目6番18号	代表取締役 久木原 徹			10,275
3	(株)タクマ	兵庫県尼崎市金楽時町二丁目2番33号	代表取締役 手島 肇		-	-
4	三井造船(株)	東京都中央区築地五丁目6番4号	代表取締役 元山 登雄		-	-
5	(株)クボタ	大阪市浪速区敷津東一丁目2番47号	代表取締役 幡掛 大輔	-		60,233
6	栗田工業(株)	東京都新宿区西新宿三丁目4番7号	代表取締役 藤野 宏	-		32,886
7	J F E エンジニアリング(株)	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	代表取締役 齊藤 脩	-		32,256
8	(株)荏原製作所	東京都大田区羽田旭町11番1号	代表取締役 島川 文雄	-		28,244
9	住友重機械工業(株)	東京都品川区北品川五丁目9番11号	代表取締役 日納 義郎	-		15,813
10	日立造船(株)	大阪市住之江区南港北一丁目7番89号	代表取締役 古川 実	-	-	-
11	三菱重工業(株)	東京都港区港南二丁目16番5号	代表取締役 佃 和夫	-	-	-
合 計				4社	7社	207,189